

省エネルギー小委員会（第 13 回）提出資料

平成 27 年 5 月 25 日

九州地方知事会（福岡県）

権限移譲に伴う主な論点

1 省エネ法の執行の実施主体や国の関与等の在り方

(1) 基本的な考え

① 背景

国民生活や経済活動の基盤であるエネルギーの安定供給を確保するためには、エネルギーの効率的利用を進めるとともに、エネルギー源の多様化・分散化を図るなど、需給両面の取組みが重要であり、そのために地域が果たす役割が大きくなっている。

② 実施主体や国の関与の在り方

エネルギー政策については、一般に国内外を含めた総合的な調整が必要な施策は国が担い、地方公共団体は、国の役割や方針を踏まえ、地域の特性に応じたきめ細やかな施策の展開を図ることが有効。

③ 今回求める権限移譲

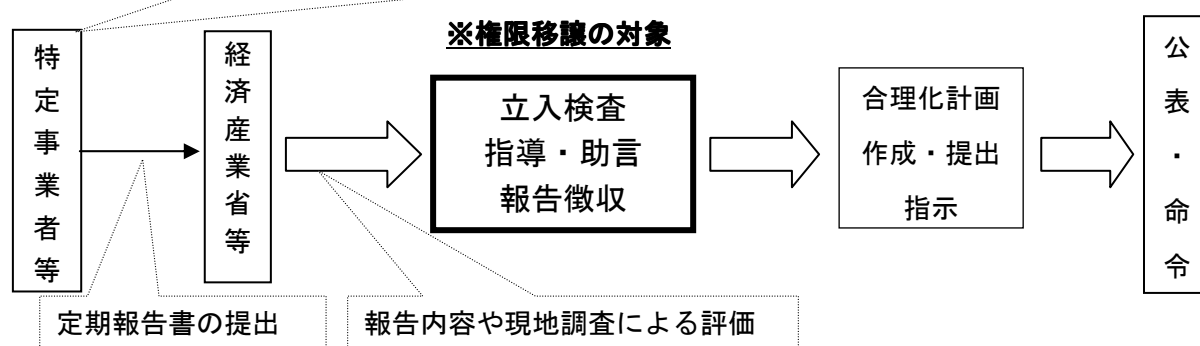
現状では、エネルギー多消費の事業所等の実態を国しか把握できず、地域においては指導等の権限もないため、省エネルギーに関する取組みが限定的。

このため、特定事業者、連鎖化事業者、指定工場等、特定荷主及び特定輸送事業者への「指導・助言」「報告徴収」「立入検査」について並行権限での移譲を求める。

※ 権限行使に当たっては、事業所等の定期報告書などの必要な情報を国から提供していただくことが必要

【省エネ法に基づく事業所等に対する措置】

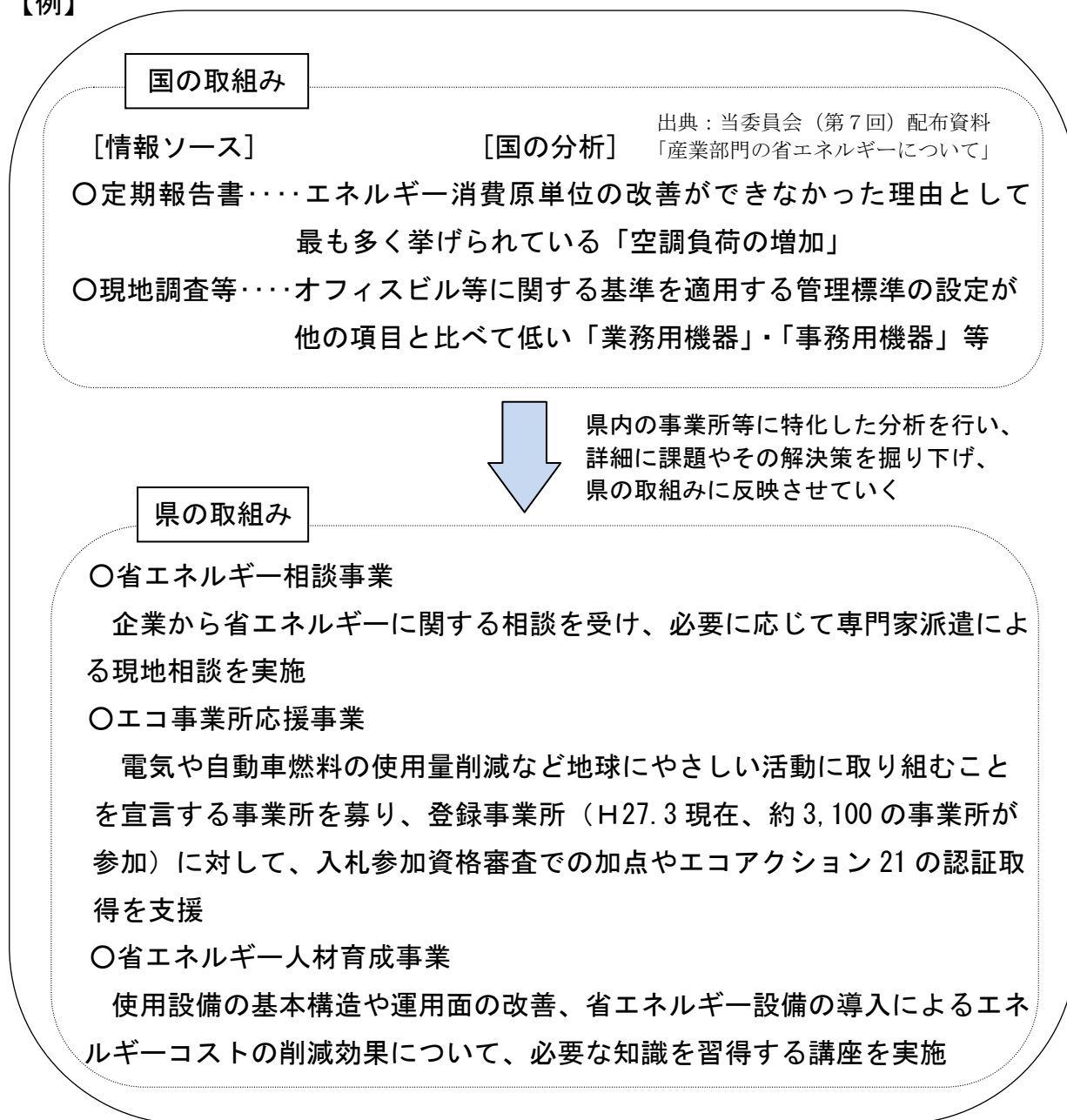
九州経済産業局管内（H26.3 末） 特定事業者 946、連鎖化事業者 10、指定工場等 1215、特定荷主 37
九州運輸局管内（H26 年度） 特定輸送事業者 54



(2) 移譲により期待される効果

権限行使の基本となる「エネルギー使用状況届出書」、「定期報告」及び「現地調査」等によって、エネルギー多消費の事業所等の実態が把握できれば、省エネルギーに関する意識向上や情報発信など、既存の取組みに活用できる。

【例】



(3) 移譲によるデメリットの懸念とその対応

① 手挙げ方式 ※全国一律移譲を基本としつつ、その突破口と位置付け

都道府県間で異なる仕組みが事業者混乱を生じさせたり、執行上、非効率とならないよう国と連携を密にし、その対策を講じることが必要。

② 二重行政の懸念

どういった場合に並行権限を行使していくのかなど、国と都道府県の役割を明確にしていくことが必要。

2 実施主体が、一の都道府県の区域内のみにある事業所等に対する法執行とそれ以外での法執行に分けられた場合のメリット、デメリット

	【権限主体】	【主たる事務所等（本社）】	【従たる事務所等】	
ケース 1	都道府県	域 内	域 内	} 今回の移譲 の対象
ケース 2	国	域 内	域 外	
ケース 3	国	域 外	域 内	

（１） メリット

国と都道府県の役割の明確化が図られるとともに、都道府県にとっては域外権限行使の煩雑さは解消。

（２） デメリットの懸念とその対応

① 県内の事業所等の状況を網羅して把握できない

国と連携し、域内の事業所等の情報提供が必要（ケース 2、3 も含む）。

② 権限主体の変更

ケースに応じて、窓口となる権限主体が変更されることを、事業者へ周知を図る。

③ 都道府県間での執行の差

国と連携を密にし、国の管理基準を踏まえて事業者へ指導等を行う。

3 都道府県の実施体制

都道府県が行うこととなる事務の性質や業務量を踏まえて、適切な実施体制について検討していく。

4 地域固有の政策と省エネ法上の権限の活用

例えば、省エネ法に基づいて収集した事業者情報は、同法の目的の範囲内であれば、地域の温暖化対策など地域固有の政策に活用できる。